

別表六(二十一)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(二十一) 令三・四・一以後終了事業年度分

特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	円	住民税額の特別控除額の計算基礎と算額	調整前法人税額 (6)	11	円
税額控除基準額 (1) × $\frac{40}{100}$	2			法人税額調整加算額 (別表一「7」+別表六(三十五)「31」)	12	
差引税額控除基準額残額 (2) - (18)	3			中小企業者等以外の法人 (別表六(十三)「15」+別表六(十四)「14」+「19」)+別表六(十五)「16」+「21」)+別表六(二十二)「14」+「19」)+別表六(二十三)「15」+「20」)+別表六(三十三)「20」+「25」)+別表六(三十四)「11」)	13	
特定寄附金基準額 (1) × $\frac{10}{100}$	4			中小企業者等 (別表六(九)「19」+別表六(十二)「9」+別表六(十三)「15」+別表六(十四)「14」+「19」)+別表六(十五)「16」+「21」)+別表六(十八)「17」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「26」+「36」)+別表六(二十二)「14」+「19」)+別表六(二十三)「15」+「20」)+別表六(二十四)「22」+別表六(二十五)「19」)+別表六(二十七)「20」+別表六(二十八)「19」)+別表六(三十)「14」+別表六(三十一)「20」)+別表六(三十二)「18」+「25」+「32」)+別表六(三十三)「20」+「25」)+別表六	14	
税額控除限度額 ((3)と(4)のうち少ない金額)	5					
調整前法人税額 (別表一の三「2」若しくは「14」)	6					
<p>認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00652」</p> <p>③ 「適用額」欄：「10」欄の金額</p>						
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑮」)	9		の計算	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15) - (16) ((12) > ((15) - (16))の場合は(12))	17	
法人税額の特別控除額 (8) - (9)	10		算	住民税額控除額 (17) × $\frac{1.4}{100}$	18	

特定寄附金に関する明細			
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額
・	・	・	19
・	・	・	円
・	・	・	
計			